

○佐賀県警察職員の士気高揚に関する訓令

昭和53年4月12日

本部訓令第6号

目次

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 佐賀県警察士気高揚対策委員会（第4条—第12条）
- 第3章 士気高揚推進委員会（第13条—第18条）
- 第4章 補則（第19条—第22条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この訓令は、佐賀県警察職員（以下「職員」という。）の士気の高揚に関し、必要な事項を定めるものとする。

（職員の心構え）

第2条 職員は、相互に意思疎通を促進し、積極的な参加意識をもって士気の高揚を図り、効率的な警察活動の推進に努めなければならない。

（幹部の責務）

第3条 幹部は、厳正な規律の中にも真の愛情をもって部下に接し、要望、意見（以下「要望等」という。）を積極的に吸収、解消し、活力ある職場づくりに努めなければならない。

第2章 佐賀県警察士気高揚対策委員会

（委員会の設置）

第4条 警察本部に、佐賀県警察士気高揚対策委員会（以下「本部委員会」という。）を置く。

（委員会の組織）

第5条 本部委員会は、委員長及び委員若干名をもって構成する。

2 委員長は、警務部長をもって充てる。

3 委員は、各部庶務担当課長及び委員長の指名する職員をもって充てる。

本条…一部改正〔平成21.3本部訓令5、23.3本部訓令3〕

（委員会の任務）

第6条 本部委員会は、職員の士気の高揚を図るため、次に掲げる事項について調査研究、審議し、その推進を図ることを任務とする。

- (1) 職場の明朗化に関する事。
- (2) 処遇改善に関する事。
- (3) 事務の合理化、能率化に関する事。
- (4) 施設の改善に関する事。
- (5) 福利、厚生及び余暇対策に関する事。
- (6) 公衆接遇の適正化に関する事。
- (7) 各種事故の防止方策に関する事。
- (8) その他士気の高揚に関する事。

本条…一部改正〔昭和63.3本部訓令2〕

(委員長の任務)

第7条 委員長は、本部委員会を招集し、会務を統括する。

- 2 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員が、その職務を代理する。

(専門部会)

第8条 本部委員会に各部の名称を付した専門部会を置く。

- 2 専門部会は、当該部の庶務担当課長及び次席、副所長又は副隊長で構成し庶務担当課長が主宰する。
- 3 専門部会は、委員長から命ぜられた事項について調査研究し、委員長に報告するものとする。

本条…一部改正〔平成18.3本部訓令10、23.3本部訓令3〕

(会議)

第9条 本部委員会の会議は、委員長が必要の都度招集する。

- 2 委員長は、必要と認めるときは、委員以外の職員の出席を求めて意見を聞くことができる。

(会議の記録)

第10条 本部委員会の議事は、これを記録しておかなければならない。

(庶務)

第11条 本部委員会の庶務は、警務部警務課において処理する。

本条…一部改正〔平成21.3本部訓令5、23.3本部訓令3〕

(結果報告)

第12条 委員長は、本部委員会において審議した事項及び結果を警察本部長に報告しなければならない。

第3章 士気高揚推進委員会

(委員会の設置)

第13条 各所属に、士気高揚推進委員会（以下「所属委員会」という。）を置く。

(委員会の組織)

第14条 所属委員会は、委員長（以下「所属委員長」という。）及び委員若干名をもって構成する。

2 所属委員長は、次席、副所長、副隊長、副校長、副署長又は次長をもって充てる。

3 委員は、当該所属職員全体の要望等が十分反映されるよう、別に定める基準によって、所属長が所属職員の中から指名するものとする。

本条…一部改正〔平成18.3本部訓令10、23.3本部訓令3〕

(委員会の任務)

第15条 所属委員会は、当該所属における第6条各号に掲げる事項について調査研究又は審議を行い、所属長の承認を得て具体的施策を推進するものとする。

(委員会の運営)

第16条 所属委員会の会議は、おおむね2箇月に1回開催するものとする。

2 所属委員会は、必要があると認めるときは、所属長の承認を得て会議を開催するものとする。

3 所属委員会の運営に関し必要な事項は、所属長の承認を得て所属委員長が定めるものとする。

(分科会)

第17条 所属委員長は、所属委員会に、必要により部門別、年齢別その他の名称を付した分科会を置くことができる。

2 分科会に関し必要な事項は、所属長の承認を得て、所属委員長が定める。

(提案)

第18条 職員は、第6条各号に掲げる事項について要望等があるときは、提案書により本部委員会又は所属委員会に提案するものとする。

2 委員長は、職員から提案があったときは、これを受理して提案事項を主管する所属（以下「主管所属」という。）又は提案者所属の所属委員会に送付するものとする。

3 所属委員長は、職員から提案があったとき、又は委員長から提案書の送付を受けたときは、これを受理して所属委員会で審議し、その結果を所属長及び委員長に報告するものとする。ただし、主管所属における審議が必要と認めるものは、提案書を本部委員会に送付

するものとする。

- 4 委員長は、所属委員長から提案書の送付を受けたときは、これを主管所属に送付するものとする。
- 5 主管所属長は、委員長から提案書の送付を受けたときは、これを審議し、その結果を委員長に報告するものとする。
- 6 主管所属及び所属委員会において審議された提案のうち、措置できるものは速やかに措置するものとする。
- 7 その他提案について必要な事項は、別に定める。

本条…一部改正〔平成24.3本部訓令1〕

第4章 補則

(報告)

第19条 所属長は、所属において、士気高揚に関する施策を講じたときは、これを委員長に報告するものとする。

(表彰)

第20条 本部委員会において採択された提案のうち、特に賞揚するに足りると認めるものの提案者の表彰上申は、警務部警務課長が行うものとする。

- 2 所属長は、所属職員の提案のうち、所属で採択されたもので、特に賞揚するに足りると認められるものの提案者を表彰するものとする。

本条…一部改正〔平成21.3本部訓令5、23.3本部訓令3〕

(会報の発行)

第21条 委員長は、随時、会報を発行し、本部委員会における審議結果その他必要な事項を、所属を通じて全職員に周知させるものとする。

(細部規定)

第22条 この訓令に定めるもののほか必要な事項は、委員長又は所属委員長が定めるものとする。

附 則

- 1 この訓令は、昭和53年5月1日から施行する。
- 2 佐賀県警察における事務の合理化に関する訓令（昭和40年佐賀県警察本部訓令第17号）は、廃止する。

附 則（昭和63年3月14日本部訓令第2号抄）

- 1 この訓令は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則（平成18年 3 月31日本部訓令第10号）

この訓令は、平成18年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成21年 3 月25日本部訓令第 5 号）

この訓令は、平成21年 4 月 1 日から施行する。〔以下略〕

附 則（平成23年 3 月31日本部訓令第 3 号）

この訓令は、平成23年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成24年 3 月15日本部訓令第 1 号）

この訓令は、公布の日から施行する。